

大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成 事業実施要綱

令和8年7月1日

大磯町告示第81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活交通確保対策事業補助金に基づき運行費用を一部補助している乗合バスの廃止に伴い、地域公共交通を補完するため、タクシーの利用料金の一部を助成することで、当該地内の居住者の移動支援を図るものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、虫窪、黒岩又は西久保地区に居住する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成を受けることができない。

(1) 大磯町移動困難者介護タクシー等利用助成事業実施要綱（平成21年大磯町告示第19号）による助成を受けている者

(2) 保護者が同伴しない未就学児

(利用の範囲)

第3条 この事業の利用の範囲は、次に掲げる範囲とする。

(1) タクシーの乗降場所は別表に定める場所とする。

(2) 令和8年9月1日に開始し、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前6時30分から午後9時30分までとする。

(利用の申請)

第4条 対象者は、この要綱により助成を受けようとするときは、本人であることを確認できる書類（運転免許証等）を提示し、大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(決定及び利用券の交付)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付を決定し、大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券（第3号様式。以下「利用券」という。）を交付する。

2 利用券は、再交付しない。ただし、紛失等の場合は、この限りでない。

(利用方法)

第6条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、第3条に規定する利用の範囲において利用券を使用するときは、次条に規定する協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）が配車したタクシー運転手に利用券を提示し、1回の乗車につき500

円を利用者が負担する。ただし、複数人の利用者が乗車する場合は、代表者1名が利用券を提示するものとする。

(協定の締結等)

第7条 町長は、利用券の取扱いを希望する事業者との間に、大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成事業に関する協定を締結するものとする。

2 協定事業者は、利用券の利用状況を明らかにするため、大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券利用台帳（第4号様式。以下「利用台帳」という。）を備えるものとする。

(代金の請求及び支払)

第8条 協定事業者は、利用料金から利用者が負担した500円を差引いた差額分（以下「未収分」という。）を大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用事業補助金交付要綱に基づき、町長に補助金の申請するものとする。

2 協定事業者は、前項に規定による補助金の請求をするときは、毎月15日までに利用台帳を添えて、町長が定める方法により請求するものとする。

3 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を審査し、速やかに未収分を支払うものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(決定の取消し)

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、第5条に規定による決定を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が利用券を交付することが適当でないと認めるとき。

2 利用者は、前項の規定により決定を取り消されたときは、利用券を町長に返還しなければならない。

3 町長は、利用者が本事業の目的に反して利用券を使用したときは、当該利用券相当額について、当該利用者に対し返還を求めることができる。

(交付台帳)

第11条 町長は、利用券の交付状況を明らかにするため、大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券交付台帳（第5号様式）を備えるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表

タクシー利用助成乗降場所	
虫窪、黒岩又は西久保の自宅	【大磯町内】 国府中学校、湘南大磯病院、国府支所、スーパーヤオマサ 【二宮町】 二宮駅北口、堂面バス停付近、元町バス停付近、元町北バス停付近、栗谷前バス停付近

第1号様式（第4条関係）

大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券
交付申請書

受付No.
年 月 日

(ふりがな) 申請者氏名		生年月	
		年	月生まれ
住 所	大磯町 (アパート名等)		
電話番号	(自 宅)	—	—
	(携帯電話)	—	—
(ふりがな) 一緒に申請する家族の氏名		生年月	携帯電話
		年 月 生	— —
		年 月 生	— —
		年 月 生	— —
		年 月 生	— —
		年 月 生	— —
		年 月 生	— —

- ※ 携帯電話をお持ちの方は、緊急時等の連絡用として携帯電話の欄に記入してください。ただし、必須ではありません。
- ※ 利用を希望される日のおおむね1週間前までに大磯町役場都市計画課まで提出願います。（登録は無料です。申請書は、電子メール、郵送又はFAXでも提出できます。）
- ※ 申請時に申請代表者の本人確認できる書類（運転免許証等）の提示が必要です。（電子メール、郵送又はFAXの場合は、写しを添付してください。）

御登録いただいた情報は、利用助成事業に関する事項以外に使用いたしません。

第2号様式（第5条関係）

大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券
交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

大磯町長

大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成事業実施要綱第5条第1項の規定により、大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

☐ 交付する

(1) 登録番号 _____

(2) 交付条件 この大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券は、大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成事業実施要綱に規定する事項を条件として交付する。

☐ 交付しない

交付しない理由 _____

第3号様式（第5条関係）

第 号

大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に
係るタクシー利用助成券

大磯町長 印

第4号様式（第7条関係）

事業者名：

【 年 月】

大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券利用台帳

No.	使用日	助成券番号	未収分	乗車人数	迎車の有無
【例】	19 日	001	1,900 円	3 人	有 ・ 無
1	日		円	人	有 ・ 無
2	日		円	人	有 ・ 無
3	日		円	人	有 ・ 無
4	日		円	人	有 ・ 無
5	日		円	人	有 ・ 無
6	日		円	人	有 ・ 無
7	日		円	人	有 ・ 無
8	日		円	人	有 ・ 無
9	日		円	人	有 ・ 無
10	日		円	人	有 ・ 無
11	日		円	人	有 ・ 無
12	日		円	人	有 ・ 無
13	日		円	人	有 ・ 無
14	日		円	人	有 ・ 無
15	日		円	人	有 ・ 無
16	日		円	人	有 ・ 無
17	日		円	人	有 ・ 無
18	日		円	人	有 ・ 無
19	日		円	人	有 ・ 無
20	日		円	人	有 ・ 無
21	日		円	人	有 ・ 無
22	日		円	人	有 ・ 無
23	日		円	人	有 ・ 無
24	日		円	人	有 ・ 無
25	日		円	人	有 ・ 無

第5号様式(第11条関係)

大磯町富士見地区緊急交通不便地対策に係るタクシー利用助成券交付台帳

[illegible]